瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十一月一日）

水野　昌子　三竹　卓也　皆川　多恵子
三成　康夫　三宅　康雄　越智　禎子
宮崎　逸美　宮原　一登　宮本　温也
本宮　昇三　松村　惠子　銘苅　啓行
本池　美由樹　森　あい子　森山　修
谷治　伸紘　安井　貞夫　口口　健治
山口　高司　口口　憲生　口口　政已
山崎　裕　山崎　護　田口　信儀
山田　義勝　村上　良輔　本喜久雄
湯本　昭二　岡　昭夫　吉岡　弘陛
吉田　貴子　吉行　啓治　若林　朝六
若山　清司　邊　修　今　憲司
渡邉　祥司　渡辺　忠次　渡邉　

瑞宝双光章を授けられる（各通）

石田　清一　今井　和子　岡村　文人
金子　正典　佐古　正男　鈴木　智巳
高橋　武二　高橋　保雄　谷本　尚司
中田　彦治　面出　千代嗣　橋　清

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、オマーンの国祭日につき、十一月十九日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年11月21日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道161号	滋賀県大津市北小松字鵜川一〇一番三から同市北小松字宇藤田一一四八番五まで

2　指定する期日　令和７年11月24日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車輌の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和７年11月21日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道161号	滋賀県大津市北小松字鵜川一〇一番三から同市北小松字宇藤田一一四八番五まで

2　指定する期日　令和７年11月24日

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人齊木敏文は願により公証人を免ぜられた。

佐久間健吉は公証人に任命され、東京法務局所属公証人齊木敏文の後任を命ぜられた。（以上十一月十一日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県塗料製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月21日

栃木労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間1,109円」を「１時間1,159円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月31日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月21日

千葉労働局長　小山　英夫

第４号中「１時間1,105円」を「１時間1,169円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県鉄鋼業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月21日

千葉労働局長　小山　英夫

第４号中「１時間1,147円」を「１時間1,210円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

三重労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（平成23年三重労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月21日

三重労働局長　石田　聡

第４号中「１時間1,033円」を「１時間1,097円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年三重労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月21日

三重労働局長　石田　聡

第４号中「１時間1,047円」を「１時間1,111円」に改める。